



介護・福祉

介護保険

問 長寿介護課 ☎34-2101 FAX33-8220

介護保険とは

介護保険制度は、高齢者の介護を家族や一部の方々に任せるのではなく、社会全体で支えるしくみを創り出すという目的で創設されました。

加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、介護サービスを利用する制度です。

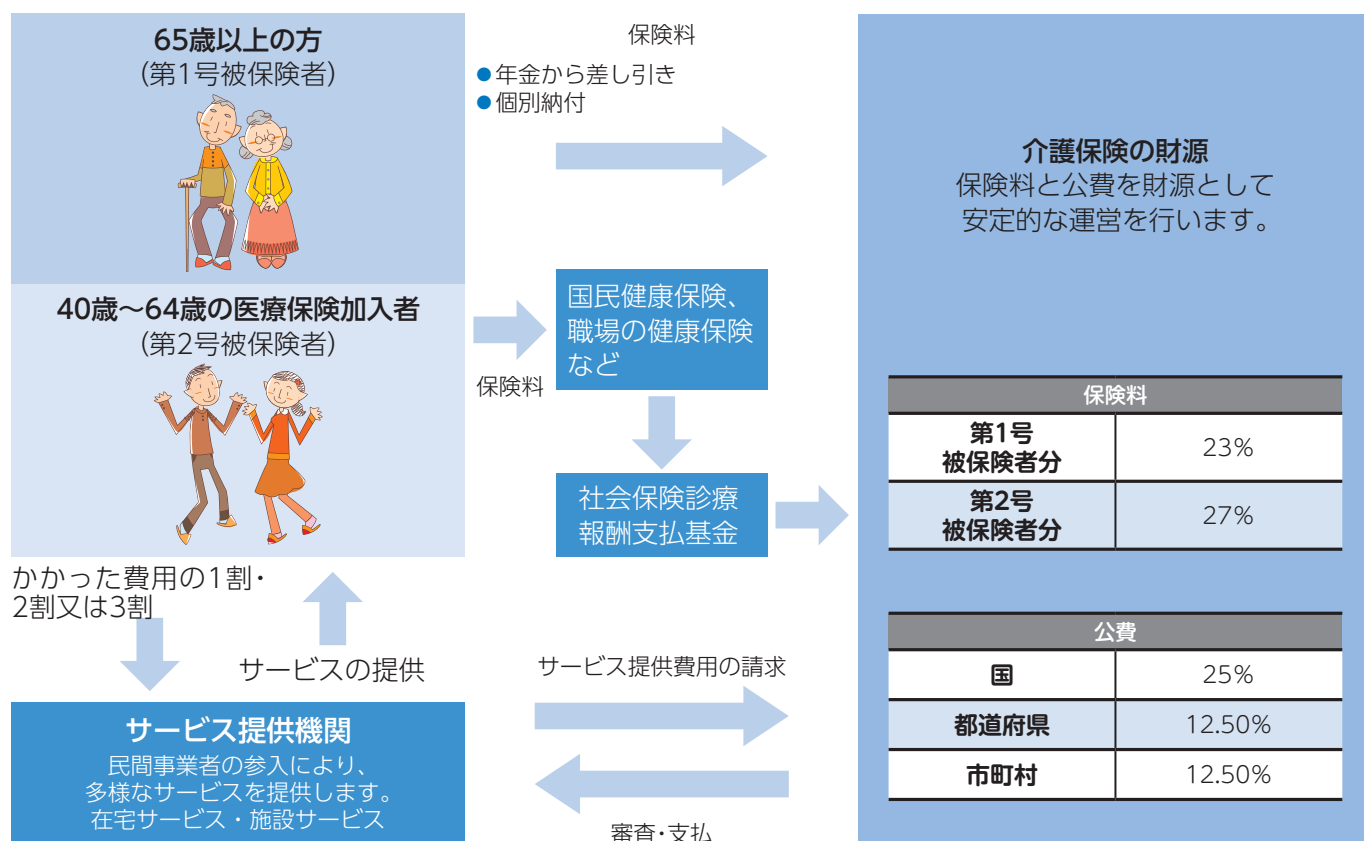
介護のしくみ

加入者(被保険者)

40歳以上の方が加入します。

市町村(保険者)

お住まいの市町村が運営し、住民の声をサービスに反映します。



〈以下は広告スペースです〉

（以下は広告スペースです）



介護・福祉

介護サービスの利用対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)

原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合に認定を受けることでサービスが利用できます。

40歳～64歳の方(第2号被保険者)

加齢による病気など(特定疾病)が原因で、介護や支援が必要となった場合に認定を受けることでサービスが利用できます。

特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

初老期における認知症／脳血管疾患／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病／多系統萎縮症／閉塞性動脈硬化症／慢性閉塞性肺疾患／関節リウマチ／後縦靱帯骨化症／脊柱管狭窄症／骨折を伴う骨粗鬆症／糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害／早老症／両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症／がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

介護サービスを利用するには

① 申請

介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。

窓口は長寿介護課介護認定・高齢者支援係で本人や家族のほか指定居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- マイナンバーの確認ができるもの
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証

② 認定調査

- 訪問調査
- 主治医意見書

③ 審査・認定

一次判定(コンピュータ判定)の結果と訪問調査時の特記事項、主治医の意見書をもとに二次判定として、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

④ 認定結果の通知

認定結果をもとに、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し介護サービスを利用できます。

詳細は長寿介護課介護認定・高齢者支援係までお問い合わせください。

介護保険で使えるサービス

在宅サービス ※要介護(要支援)状態区分によって利用できないサービスもあります。

自宅を訪問してもらってサービスを受けたい方は

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 居宅療養管理指導
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション

日帰りで施設に通ってサービスを受けたい方は

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション

病気や旅行などで一時的に介護できないときに施設でサービスを受けたい方は

- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護

その他のサービス

- 福祉用具の貸与
- 住宅改修
- 特定福祉用具販売
- 特定施設入居者生活介護

施設サービス ※要介護(要支援)状態区分によって利用できないサービスもあります。

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活続けるために受けられる、地域の特性に応じたサービスです。

原則として他の市町村のサービスは受けられません。

※事業所の指定状況により利用できないサービスもあります。

<主なサービス>

多機能なサービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認知症の人を対象としたサービス

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

小規模な通所介護

- 地域密着型通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした介護予防の取り組みです。生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。

<主なサービス>

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

在宅医療・介護サービス情報提供システム

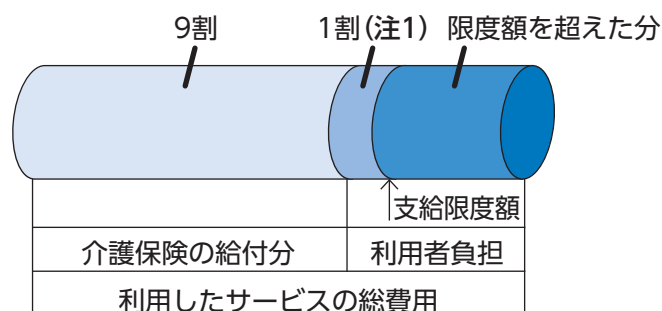
介護事業所・医療機関・その他(通いの場)の検索・閲覧ができます。

右のQRコードまたは町ホームページトップのバナー「医療介護ネット」からアクセスできます。



サービスを利用するときの負担

サービスを利用するときは、かかった費用（上限が支給限度額）の1割（注1）を負担します。



1か月のサービス利用額のめやす

介護保険では介護状態区分による利用限度内のサービスを受けることができます。

利用にかかる費用の1割（注1）が自己負担となります。（ただし、施設サービスにおける食費や居住費・理美容・娯楽費などの日常生活費は全額自己負担となります）

利用限度額（月額）

要介護状態区分	居宅サービス
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の居宅サービス限度額とは別の居宅サービス

- 福祉用具購入費…1年間10万円
- 住宅改修費………1人につき（原則）20万円

（注1）一定以上所得者の場合は2割又は3割

高額介護（予防）サービス費

在宅サービスや施設サービスにかかる利用者負担の1か月の合計金額が下表の金額を超えた場合は、超えた分について高額介護（予防）サービス費を支給し、負担を軽くします。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円以上	世帯 140,100円
課税所得380万円以上	世帯 93,000円
課税所得145万円以上	世帯 44,400円
一般	世帯 44,400円
住民税世帯非課税など	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者 ●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人※	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

※R7.8以降 80万円→80万9,000円

高額医療・高額介護合算制度

医療と介護保険の自己負担が高額になった世帯への負担を軽減するため、双方の費用を合算することができます。

医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後、年間（8月から翌年7月）の自己負担額を合算して限度額が下表の金額を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

所得区分（★1）	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般（課税所得145万円未満など）	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ（★2）	19万円	19万円

（★1）所得とは、基礎控除後の総所得金額などをいいます。

（★2）介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
- 医療保険が異なる場合は合算できません。

（以下は広告スペースです）

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎34-2104

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように支援を行う総合機関です。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携して業務を行います。

地域包括支援センターの主な業務

①介護予防ケアマネジメント業務

要介護認定において要支援1・2と判定された方や要介護(支援)認定を受けていない高齢者の介護予防ケアマネジメントを行います。

②総合相談支援業務

高齢者の方に関するさまざまな相談を受けて、地域における適切な機関、制度、サービスへつながるよう支援を行います。

③権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害の防止、判断能力が低下している高齢者の権利に関わる問題など、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援や助言、地域のネットワークを構築し、適切なサービスを提供できるように支援します。

地域包括サポートセンター

介護についての身近な相談窓口としての役目を町から委託されているのが、地域包括サポートセンターです。専門の職員が、さまざまな介護についての相談を受け、地域包括支援センターにつなぎます。

●地域包括サポートセンター田原本園

田原本町味間523-1

特別養護老人ホーム 田原本園内 ☎33-6066

●地域包括サポートセンターサンライフ田原本

田原本町小阪305-1

介護老人保健施設 サンライフ田原本内 ☎32-2244

●地域包括サポートセンター愛和園

田原本町秦庄334-1

グループホーム愛和園内 ☎32-2220

●地域包括サポートセンターすいせんの丘

田原本町平田272-1

グループホームすいせんの丘内 ☎34-2303

認知症に関するご相談は地域包括支援センターへ

認知症ガイドブック(認知症ケアパス)をご活用ください

「認知症ガイドブック(認知症ケアパス)」は、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用することができるかをまとめたものです。

上記地域包括支援センターや地域サポートセンター等で配付しています。

町ホームページからご覧いただけます。

町ホームページ



(以下は広告スペースです)

高齢者福祉事業

問 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 ☎34-2103 FAX33-8220

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者がおられる家庭や、日常生活を営むのに支障のある高齢者は必要に応じて次のサービスが受けられます。

▶▶ ひとり暮らし高齢者などへの生活支援

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に在宅で生活を続けていただくための支援をします。

●寝具洗濯消毒サービス

対 象 在宅のおおむね65歳以上の寝たきりやひとり暮らしなどで、寝具類の衛生管理が困難な方

利用回数 年4回まで(ただし、申込時期により利用回数が変わります)

自己負担 利用料金の1割

●緊急通報装置の貸与

対 象 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、非課税の方

貸 与 緊急通報装置

自己負担 通話料

●訪問理美容サービス

対 象 在宅のおおむね65歳以上の寝たきりの高齢者または重度の身体障害で一般の理・美容院へ行くことが困難な方

利用回数 年4回まで(ただし、申込時期により利用回数が変わります)

自己負担 理・美容料金は利用者負担(理・美容師の出張に係る経費を補助)

●訪問生活支援事業

対 象 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で家事に援助が必要な方

申請された方に、町職員などが訪問面接により調査を行います。

回 数 週2回、2時間程度まで(プランに基づき回数を決定します)

内 容 利用者の家庭を訪問し、簡易な家事の援助や助言を行います

自己負担 利用料金の2割

●「食」の自立支援事業

対 象 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、調理が困難な方

申請された方に、町職員などが訪問面接により調査を行います

回 数 一日1食、昼食のみ(食の自立を目的として、プランに基づき回数を決定します)

配達時、安否を確認し、健康状態に異常があった時は関係機関に連絡します。

自己負担 1食あたり500円以内

在宅高齢者のための家族支援

問 長寿介護課 介護認定・高齢者支援係 ☎34-2103 FAX33-8220

高齢者を介護している家族などにサービスを提供することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の質の向上を図ります。

●紙おむつなどの支給

対 象 在宅の65歳以上で、介護保険制度の要介護3以上の認定を受けていて常時失禁状態にあり、非課税の方。

※要介護3の方は、直近の認定調査で特定の項目に該当していることが必要

※入院中の方や施設入所中の方はご利用できません

自己負担 給付を受けた紙おむつなどの費用の一割を負担

(以下は広告スペースです)



介護・福祉

●家族介護慰労金支給

在宅で要介護者※を介護している同居の家族の方に年額10万円を支給します。

対 象 在宅で要介護者※を申請日から過去1年以上介護している同居の家族

※要介護者の要件

介護保険で要介護3以上と認定され1年以上経過している方(要介護2でも対象になる場合があります)

過去1年間に介護保険サービスを10日を超えて利用していない方等

住民税非課税世帯の方

詳しくはお問い合わせください。

介護予防・生きがいきづくり支援

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、社会的孤立感の解消や要介護状態になることの予防を図ります。

●各種介護予防教室

(田原本町地域包括支援センター ☎34-2104)

元気な高齢者が、なるべく要介護状態にならないように、介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにするための取り組みで、随時、教室を開催しています。

●公衆浴場(五光温泉)の入浴券

内容 高齢者の健康保持と増進を図るため、月4回、年間48回分の優待券(自己負担100円に軽減)を交付します

対象 町に住民票を有する65歳以上の方(年度途中で65歳になる方は誕生日以降)

利用できる曜日 火・木・土曜日(祝日を除く)

●老人福祉センター

(田原本町金剛寺39 ☎33-1126)

利用対象者 町内在住の60歳以上の方

主な設備 大広間(60畳・カラオケ・舞台・ビデオプロジェクターなど)、和室(2)、浴場、ゲートボール場3面(うち1面屋根付き)

利用時間 9時～17時(浴場は11時～17時)

休館日 水曜日、国民の祝日(敬老の日は除く)年未年始(12月28日～1月4日)

社会福祉

問 健康福祉課 社会福祉係 ☎34-2098

福祉の総合相談窓口

福祉に関連する相談について、制度や部署、専門機関などを横断して受け止め、包括的な相談支援を行います。

民生・児童委員

民生・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民の身近な相談相手として子育て・介護などのさまざまな相談に応じ、助言・指導にあたる地域の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されています。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密は固く守られますので気軽にご相談ください。

お住まいの地域の民生・児童委員については、健康福祉課にお問い合わせください。

生活保護

生活保護制度は病気やけが、失業などさまざまな事情で生活に困ったとき、最低限度の生活ができるように国で決められた基準に基づいて、生活費や医療費などを援助するとともに、就労指導・支援など、自立助長を目的とする制度です。

生活保護は、生活困窮者がその利用できる資産、能力、その他のあらゆるものを活用することが前提となり、扶養義務者の扶養や、その他の法律による扶助は、生活保護法に優先すべきであることが定められています。

福祉事務所による面談や調査により認定の可否が判断されます。ご相談は健康福祉課でもお受けしています。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台



車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。



ふれあいセンター

ふれあいセンターは、浴場や図書室・遊戯室などがあり、赤ちゃんから高齢者の方までどなたでも利用できる複合施設となっています。

(※ご利用時にふれあいカードの提示が必要です。ふれあいカードの申込みはふれあいセンターにて受け付けています)

所在地 田原本町為川北方115の6 ☎32-5550

休館日 月・火曜日、国民の祝日(土・日曜の場合は開館)
年末年始(12月28日～1月4日)

利用時間 9時～17時(浴場は11時～17時)

利用料 無料(利用できるのは町内在住者のみ)

障がい福祉

問 健康福祉課 障害福祉係 ☎34-2090

手帳の交付

医師などの診断により、一定の障がいがあることが認められる方に手帳が交付されます。

手帳が交付されると各種福祉サービスを受けることができます。

●身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある方に交付され、障がいの程度により1～6級に区分されます。

対象部位 視覚、聴覚、音声、言語、肢体不自由、内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸など)、免疫機能など

●療育手帳

知的障がいの方に交付されるものです。

障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作など年齢に応じて総合的に判定し、4段階に区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方に交付されます。

障がいの程度により1～3級に区分されます。

障害福祉サービス・障害児通所サービス

介護給付

障がいの程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

サービス種類 居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、療養介護など

訓練等給付

身体機能または生活能力の向上のための訓練や就労に繋がる支援を行います。

サービス種類 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど

障害児通所支援給付

原則、18歳未満の児童に対し、通所による支援などを行います。

サービス種類 児童発達支援、放課後等デイサービスなど

障害福祉サービスなどを利用するには

① 申請

障害福祉サービスなどを利用するためには、支給申請が必要です。

申請に必要なもの

- マイナンバーの確認ができるもの
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳など
- 本人確認書類(来庁者のもの)

② 認定調査

- 訪問調査
- 主治医の意見書

③ サービス等利用計画案の提出

計画案の作成依頼指定特定相談支援事業所と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。

(以下は広告スペースです)



介護・福祉

④ 審査・認定

一次判定(コンピュータ判定)の結果と訪問調査時の特記事項、主治医の意見書をもとに二次判定として、「障害認定審査会」で審査し、障害支援区分が判定されます。

⑤ 支給決定

③で作成したサービス等利用計画案などをもとに、利用できるサービスの支給が決定します。

支給が決定すると、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

※②④については、原則として、18歳以上の方が介護給付を利用する場合のみ必要な手続きです。

地域生活支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な支援を行います。

サービス種類 移動支援事業、日中一時支援事業、意思疎通支援事業(手話、要約筆記など)、訪問入浴、住宅改修など

自立支援医療

障がいに関する手術や通院加療に係る医療費を公費で負担します。

所得に応じて自己負担があります。

●更生医療、育成医療

身体障がい者(児)が障がいの程度を軽くしたり、除去したり、障がいの進行を防ぐために必要とする医療に給付されます。

(例)ペースメーカー植込術、人工関節置換術、人工透析など

●精神通院医療

精神疾患で継続的な通院加療が必要な方に給付されます。

補装具・日常生活用具

●補装具

障がい者(児)が、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具である補装具の購入または修理に要する費用について公費で負担します。所得に応じて自己負担があります。

(例)義手、義足、車いす、補聴器など

●日常生活用具

障がい者(児)などに対して、日常生活の便宜を図るための用具購入に要する費用について公費で負担します。所得に応じて自己負担があります。

(例)ストマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)、紙おむつ、たん吸引器、情報・意思疎通支援用具など

その他

詳しい内容は、健康福祉課にお問い合わせください。

制度名	対象者
福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1級の所持者(基本料金助成・年間24枚の券を交付)
特別障害者手当	満20歳以上の在宅重度重複障がい者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(入所または長期入院の方等を除く) ※所得制限があります。
障害児福祉手当	満20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方(入所の方等を除く) ※所得制限があります。
精神障害者医療費助成事業	精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者

(以下は広告スペースです)

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

段差のないUDブロック

段差がないから安全に歩ける

杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

福祉医療制度

問 住民保健課 保険医療年金係 ☎34-2096 34-2095

福祉医療制度として、下表の各医療については、公費負担制度があります。

次の各要件に該当する方は、医療費の一部が助成されますので受給資格証の交付申請をしてください。

※重度心身障害老人等医療に受給資格証はありません。

制度名	対象となる方	申請に必要なもの
子ども医療	出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	●健康保険の資格確認書等 ●委任状 ●印鑑 ●課税証明(所得控除額のわかるもの) ※申請される年の1月1日以降に転入された方のみ ●振込先口座の確認ができるもの(通帳など) ●マイナンバーの確認ができるもの ●写真付き本人確認書類(窓口にお越しの方のもの)
心身障害者医療	満1歳以上で身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級または2級である方、療育手帳の交付を受け、その程度がA1・A2である方(後期高齢者医療被保険者を除く)	●健康保険の資格確認書等 ●委任状 ●身体障害者手帳または療育手帳 ●印鑑 ●課税証明(所得控除額のわかるもの) ※申請される年の1月1日以降に転入された方のみ ●振込先口座の確認ができるもの(通帳など) ●マイナンバーの確認ができるもの ●写真付き本人確認書類(窓口にお越しの方のもの)
ひとり親家庭等医療	●18歳未満の児童を現に扶養している配偶者のない父または母およびその児童 ※配偶者が重度の障がい者 ※祖父または祖母などが父母のいない孫を扶養する場合も対象となります。 ◎18歳未満の児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。	●健康保険の資格確認書等 ●委任状 ●印鑑 ●課税証明(所得控除額のわかるもの) ※申請される年の1月1日以降に転入された方のみ ●振込先口座の確認ができるもの(通帳など) ●マイナンバーの確認ができるもの ●写真付き本人確認書類(窓口にお越しの方のもの)
重度心身障害老人等医療	●身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2をお持ちの方で、後期高齢者医療保険の該当者 ●満75歳以上の方でひとり親家庭等医療の該当者	●健康保険の資格確認書等 ●委任状 ●身体障害者手帳または療育手帳 ●印鑑 ●課税証明(所得控除額のわかるもの) ※申請される年の1月1日以降に転入された方のみ ●振込先口座の確認ができるもの(通帳など) ●マイナンバーの確認ができるもの ●写真付き本人確認書類(窓口にお越しの方のもの)

※医療保険法(国民健康保険や社会保険など)の被保険者または被扶養者であることが必要です。

※対象となる方が、田原本町に居住していること。

(以下は広告スペースです)



田原本町社会福祉協議会(社協)では、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるために、地域の皆様、福祉関係の機関・団体、関係行政の皆様のご協力によって、さまざまな福祉サービスを提供しています。

福祉給食・見守り事業

この事業は、お弁当(昼食)を配食するだけでなく、見守り活動を兼ねています。

配食時点で本人から社協への連絡がなく不在の際は、近隣住民などと連携し、職員が再訪問・安否確認を行い、緊急対応の必要性があれば家族など関係機関につないでいます。

お弁当は、栄養バランスのとれた・季節感あるメニューを栄養士に考えていただき、調理はボランティアグループ『ふれあいの会』・『なでしこの会』に担っていただき、配食は男性民生委員有志の協力を得て、関係者間の相互連携・協働体制のもとで実施しています。

福祉給食

町内在住で、主に70歳以上のひとり暮らしの方や、夫婦共に高齢で食材購入や調理が困難な方、65歳以上のひとり暮らしの障がいがある方を対象に配食しています。

申込依頼があると、職員が本人の自宅へ訪問調査に伺い、それに基づきケース会議を行ったうえで、配食の可否を決定することになります。

また訪問の際、福祉サービスなどの相談があれば、本人の意向に沿って、関係機関につなぐ支援も行います。

毎月2回(月・木曜日)/通年、お届けしています。

料金はいくらですか？

無料でお届けしています。

食材購入費等の経費は住民の皆様から寄せられた赤い羽根共同募金を財源にしています。

貸出事業

皆様からご寄付いただきました車いす・介護ベッド・車いすを利用したまま乗降できる福祉車両を貸し出しています。

希望される方は、貸出状況などを確認のうえ、社協へお申し込みいただくことになります。

介護ベッドの搬入・搬出費用は半額、利用者負担となりますのでご了承ください。

寄付物品の消毒・安全整備点検などの管理運営のための基本費用は、赤い羽根共同募金を財源にしています。

- 車いす貸し出し
- 介護ベッドの貸し出し
- 福祉車両の貸し出し

田原本町社会福祉協議会・ふれあいセンターの備品の貸し出し

自治会行事や子ども会、育児サークルなど、地域住民の集いの場が活性化するように、運動会用品やボールプール等の皆で一緒に楽しめる各種レクリエーション物品を貸し出ししています。(事業での利用が優先となりますのでご了承ください)

詳しくは、お問い合わせください。

- ふれあいセンター ☎32-5550

(公社)磯城郡シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

- 60歳以上の高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- 企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。

シルバー人材センターの目的

高齢者の生活の充実

● 高齢者の生きがいの充実、健康維持

高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・推進を図る。

● 高齢者の生活の安定

高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る。

地域社会への貢献

● 地域社会の維持・発展

高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る。

● 企業などの人手不足の解消

サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する。

シルバー人材センターの仕組み

事業の流れ

シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者(会員)に請負・委任・派遣の形態で仕事を提供します。

請負・委任

シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行う形態です。

派遣

シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。

シルバー人材センターで働きたい方

会員登録

シルバー人材センターで働くには、会員登録が必要です。

● 会員になるための条件

- ・ 磯城郡にお住まいの方
- ・ 原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
- ・ 入会説明を受け、趣旨に賛同された方
- ・ 会費及び傷害保険料を納入された方